

令和4年度 第2回

武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

令和4年10月5日（水）

武蔵野市役所 全員協議会室（7階）

令和4年度 第2回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和4年10月5日（水） 午後1時30分から3時まで

会 場：武蔵野市役所全員協議会室（7階）

出席者：

*委員15名

生駒 耕示 （被保険者代表）

木川 憲子 （被保険者代表）

古瀬 恵子 （被保険者代表）

中村 信昭 （被保険者代表）

影山 恵美子 （被保険者代表）

長谷川 ひとみ（医療機関代表）

藤田 進彦 （医療機関代表）

飯塚 智彦 （医療機関代表）

大野 あつ子 （公益代表）

ひがし まり子（公益代表）

内山 さとこ （公益代表）

橋本 しげき （公益代表）

西園寺 みきこ（公益代表）

西塚 裕行 （保険者代表）

匂坂 仁 （保険者代表）

*事務局

健康福祉部保健医療担当部長

健康福祉部保険年金課長

健康福祉部保険年金課国保年金係長（課長補佐）

健康福祉部保険年金課国民年金係資格・給付担当係長

財務部納税課長

欠席者：

*委員2名

西澤 英三 （医療機関代表）

飯川 和智 （医療機関代表）

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、「令和4年度 第2回武蔵野市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

(事務局挨拶)

それでは、議事に移りたいと思います。

今回、新たな任期での協議会となりますので、現在、会長及び会長代行が空席でございます。そのため、事務局にて進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

また、本運営協議会は委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされております。本日は13名の委員にご出席をいただいております。会議は成立いたしております。

それでは、会長が選任されるまでの間、事務局にて進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(配布資料確認)

それでは、新たな任期での初めての協議会となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思っております。お手元にお配りしてございます「運営協議会委員名簿」に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員挨拶)

【事務局】 皆様ありがとうございました。

(事務局挨拶)

それでは、議題に移らせていただきます。

まず議題の（１）「会長及び会長代行の選出について」でございます。

それでは、ただいまより、武蔵野市国民健康保険運営協議会会長及び会長代行の選挙を実施いたしますので、私よりご説明いたします。

（事務局説明）

今回の立候補者は、会長及び会長代行ともに１人であるため、内規第４条の規定により投票は行いません。そのため、会長、会長代行を決定いたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声、会長・会長代行決定）

ありがとうございました。

それでは、新会長、新会長代行に、一言ご挨拶をお願いいたします。

（新会長・新会長代行挨拶）

【事務局】 ありがとうございました。

会長及び会長代行が決定いたしましたので、進行を会長に交代いたしたいと思えます。

【会長】 それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

〔傍聴者：なし〕

次に、会議録署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員決定)

それでは、本日の日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議題(2) 諮問事項「令和5年度の武蔵野市国民健康保険税の課税限度額について」、事務局の説明をお願いします。

(諮問文の読上げ及び資料説明)

【会 長】 ただいま説明をいただきましたことを踏まえまして、皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。質問等ある方は挙手をお願いいたします。

【委 員】 今説明があった資料以外にも資料を様々用意していただきまして、まずは、資料3のところ、限度額の引き上げに伴う所得階層別の影響額ということで試算をしていただいておりますが、800万以上の方から影響が出始めるという表になっておりますけれども、もう少し詳しくお伺いできればと思います。

【事務局】 資料3の「条例改正前との比較(差額)」の部分を中心に、ご説明をしたいと思います。

基本的には、今回の見直しの案といたしましては、課税限度額を引き上げるということですので、課税所得の高い人で、しかも現状において課税上限額まで行っている方が、その課税限度額が3万円引き上がることによって、税額がその分上がってくるという見直しになります。

この差額のところを見ていただきますと、非常にわかりにくいところではありますが、まずは世帯所得を算出するに当たって、軽減判定所得、要は、実際に課税をする所得ではなく、軽減判定をする際の所得で所得階層を整理しています。

例えば共働きの方で、夫とは別に妻が130万円以上の収入がある方は、妻は夫の被扶養者から外れて国民健康保険の被保険者となる。そういった場合の所得についても、世帯としての所得で見ているということでございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました軽減判定所得で擬制世帯主といたしまして、例えば、夫は被用者保険に入っているけれども、妻は国保に入っていて、所得の判定のときには、その世帯のトータルの所得で軽減判定を行って、実際の課税については、妻の所得のみで課税されているような場合があります。

また、この中には、例えば今年度から見直しを行った子育て世帯の軽減判定をされた方の軽減後の税額という部分も反映されております。子育て世帯の方などは、所得に関係なく未就学児の方につきましては均等割額が半額に減額されております。

基本的には、課税所得が上限まで行っている方が税額として引き上げ、値上げになるというところでございます。

影響が生じる世帯区分というのは、800万円以上ではございますが、その中であっても、影響のない方も実はいらっしゃって、被保険者数3,038人、世帯数1,929世帯のうち、実際に増額となる世帯は784世帯です。

記載の中には所得の低い方と、上限いっぱい3万円の値上げとなる444世帯があるというところでございます。

【委員】 最後のところで、影響が出る世帯の1,929世帯のうちの784世帯が、税額が多分上がるであろうと。その合計が1,600万円程度の増額であるという、今回の税率の上限額の改正ということで理解しました。

その限度額の推移を、資料2の8ページのところで説明していただいているので、法定限度額を後追いで追うような形で上げていっているの、今回上がると。

資料2の13ページに、財政健全化計画における、これまでの状況を書いていると思いますが、この限度額の引き上げというのは、令和4年度の部分に充当されるということよろしいですか。

【事務局】 今回お諮りしておりますのは、令和5年度の課税に対してということでございます。

【委員】 そうですね、令和5年度で、資料2の一番最後のところに、「今後の見通し」ということで、令和5年度の推計を示していただいております。一般会計繰入金、これも減らしていかなければならないのだということ、財政健全化計画があるわけですが、約13億円ですね、12億9,000万円程度の赤字繰入れがなされる予定であるという推計になっております。

そして、東京都の確定係数による納付金の額が、令和3年度が46億円程度、令和4年度が49億円程度で、これが変わっていくことで、ここの赤字繰入れはどうしても増えてしまう。だから、令和4年度は税額を上げて、さらに5年度、限度額を上げるけれども、赤字繰入れは増えると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 16ページの「今後の見通し」の推計でございますが、今、委員からお話しいただいたように、納付金の影響が非常に大きく、納付金の増加イコール医療費の増加見

込みということになります。

そのため、令和5年度の推計に当たっては、令和4年度の納付金の金額を仮に入れて金額を出したものとなります。こちらの今後の見通しについては、あくまでも目安として見ていただければと思っております。

そして、今回のこの一般会計繰入金の比較ということと言いますと、令和4年度予算に関しても、それよりも増えているような状況がございまして、なかなか厳しい見込みであると思っております。

しかし、事業効果という点で考えますと、14ページに記載させていただきましたけれども、要は、同じ条件で比べたときに、どれだけ歳入が増えるかという視点で見えていただくのがわかりやすいかなと思っております。

そうしますと、「令和5年度(改正案)」の下のところに記載がございしますが、1,599万円の国保税の歳入増を見込んではおりますが、医療費は当然ながら現時点でも、昨年度と比べてかなり増えているところもございしますので、納付金の状況は、なかなか厳しい見通しにあると考えておるところでございます。

【委員】 ご説明ありがとうございました。

令和5年度も、東京都の納付金の確定が出るまでは、なかなか見通しが難しいということで、ただ、やはり赤字繰入れを減らしていくために努力を続けていくということで理解いたしました。

【委員】 今、医療費の増加のお話が出ましたが、前年と比べて医療費が増加したという解釈になるのでしょうか。というのが、まず1つ目です。

医療費が増加する要因というのは、加齢に伴う高齢人口増、要するに平均年齢が上がっていけば上がっていくほど病院に行く可能性が高まっていくので、当然のことながら1人当たりの医療費が上がるのは理屈だと思われまますけれども、その辺でご説明いただけるものがあれば、ご提示いただければと思います。

【事務局】 今回の推計に当たって、確からしい資料が現時点ではないというところがございますので、あくまでも令和4年度予算において提示された納付金と、あとは被保険者数とのバランスの中で、これは、現時点での非常に粗いものとして出したものです。

ある一定の根拠に基づいて、というよりは、現状の数字から引っ張ってきて、今組み立てるとしたら、これぐらいの総額となるだろうというような出し方をしたものでございます。

それと、医療費の増に関しましても、見込みがなかなか難しい。ただ、今般の報道等を見ている限りは、医療費が減るという選択肢はないだろうという認識の中では見込んでいるところでございます。

そういう意味では、現段階では令和5年度の数字を確固たる理由で積み上げられる状況ではなかったもので、まずはたたき台としてお示したところでございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

今、そういうお話をさせていただいたのは、今日はメンバーが入れ替わっての初めての会ということもあって、過去こういう話を聞いてきたメンバーにとっては、過去もこんな話をしたなということで、ある程度の理解はできるかと思えますけれども、そもそも概算の数字をつくる時に、当面の経過を見た上で、現状と同じ振れ幅で増えたならば、という仮置きで数字をつくったとしたらこうですとかという言い方をするとすごくわかりやすいんですけども、どうしても、この世界の中で慣れてきてしまうと、難しい言葉が当たり前のように使われるようになりますので、初めてご参加の皆さんは、多分意味がわからないということになるかなと思えました。

【会長】 あくまで現状を踏まえての、仮の試算であるということの確認でしたね。

ありがとうございます。

ほかに質問やご意見がある方、挙手をお願いいたします。

【会長代行】 資料2ですが、先ほど説明がありましたけれども、15ページに「影響が生じる所得区分」が書かれていまして、被保険者数3,083人、世帯数1,929世帯ですよね。ただ、実際に増額になるのは784世帯だったと思います。

それで、資料3が、所得区分と増額になるかならないかという表になっておりますが、この資料3の表の一番下の欄外の右下の2行目に「影響がある被保険者数3,038人、世帯数1,929世帯」とあるのは、これは影響があるのではなくて、影響がある所得区分に属している被保険者数云々ということですよ。ちょっと確認させてください。

【事務局】 今、委員ご指摘のとおりでございます。あくまでも影響のある所得階層ということでございます。

【会長代行】 わかりました。

ですから、世帯数1,929世帯は影響が生じる所得区分にいるけれども、実際は784世帯ということは、3分の1とは言いませんが、まあ少ないですよ。

それで、なぜそうなるかというのは、さっきご説明があったと思いますけれども、資料3の、1,100万円以上1,200万円未満のところ、1人当たりの平均課税額の条例改正前との差額が526円ということで、ここが、一旦額が減るわけですね。そのことの説明はありましたけれども、しかし、何でこの所得階層のところこうなるのかというのが、いまいわからないので、何かこの所得階層の特徴というのがありますか。そういうことは特にありませんか。

【事務局】 この部分につきましては、積み上げた結果として1人当たりを算出するところになったというところではあるのですが、考えるものとしては、先ほど申しあげました擬制世帯主の場合の差額の出方と、また併せて子育て軽減だとか軽減を受けている世帯ですとか、あと、もう一つとしては、この国保の保険税といたしましては、基礎分と後期支援金分と介護分とございまして、介護分については、40歳以上65歳未満の方がお支払いになって、それ以外の年齢の方は支払わなくてもいいというところで、総額自体が変わってくるようなところもございまして。対象世帯としてはそのような方がいらっしゃる。所得に関して全ての世帯と人数で割返しているようなところがございまして、このように金額が少なく出る場合もあるのではないかなと思っております。

【会長代行】 それと、先ほどの説明、今回の案では、最大3万円分課税限度額が上がることになっておりますが、その3万円、丸々上がる世帯が444世帯ということですね。それで、資料3の表でいくと、800万円以上の世帯にかなり影響が出ますが、初めに3万円丸々上がるのはどの所得階層の世帯でしょうか。

【事務局】 基本的には所得の高い方が、要は3万円フルで影響を受けるところと考えております。

【会長代行】 影響がある世帯の中でも、実際に上がる世帯が784世帯だったということですが、それは、いろいろな軽減措置とか世帯人数の違いがあるわけですが、影響を受けやすい世帯というのはどのような世帯なのか、多人数世帯だとかいろいろあると思うんですね。影響が出やすい世帯の特徴についてお聞きしておきます。

【事務局】 影響を受けやすい方ということで言いますと、まずは、子育て減免等の軽減がかかっていらっしゃらない世帯ということと、あとは、世帯の構成人数が多いほうが均等割がかかってきますので、所得に比較して課税限度額に到達しやすいというところがございまして。

【会長代行】 わかりました。そういう世帯は、特に影響を受けやすいわけですが、それ

に対する配慮というか、そういうのをどのように考えるべきかというのはあると思いますが、それについての見解をお聞きします。

【事務局】 世帯の構成人数が多い方への配慮といたしましては、武蔵野市の取り組みで言いますと、子育て世帯に対する均等割の軽減、減免という措置が、そのような配慮になろうかと思っております。

【委員】 いつも詳細なデータを出していただいて、ありがとうございます。

今回は、課税限度額、上限を上げるということなので、所得が低い方には、ほぼ影響はない。けれども、一定のところから上の方々が最大3万円上がっていく、そういう内容なのかなと思います。

武蔵野市は、今人口が14万8,000人ぐらいですけれども、国保の方が2万8,000人ですから、大体5分の1ぐらいは国保の方がいらっしゃる。私も、実はそうですけれども、それ以外の5分の4の方は、勤め先やそれぞれの健保組合だと、そういう構造になっているということですよ。

しかし、世帯数で言うと、今7万8,000世帯ぐらいだったと思うのですが、2万世帯が国保なので、4分の1ぐらいの方が国保の世帯というようなイメージで、今は、国保の方は減る傾向にあるわけですよ。というのは、今までアルバイトやパートの方が国保でしたが、それぞれの健保組合に入る方向に向いているわけです。

そのため国保の方は減る方向にあるということで、だから、「財政健全化」ということがずっと言われてきているということかなと思います。ちょっと復習の意味で発言させていただきました。

それで、武蔵野市は、他自治体との比較というか、どういうポジションにあるのかなということも、今回、資料4で出していただきました。それで見ると、所得割、均等割、限度額、それぞれ大体平均より低めに抑えているか、あるいは平均程度ということで、市町村平均が一番下にありますが、それに比べたら高いということはないので、武蔵野市の国保は、それぞれの加入者の方の負担は控え目にしてきているということかなと思います。

過去の経緯を見ても、資料2の8ページに、点線とグラフがありますけれども、後追いの形にしているということですよ。それがずっと続いていて、令和3年度は99万円と99万円で追いついたけれども、令和4年度は、少し後れて、令和5年度はまた2つのグラフがくっつくという形になるのだなと思っております。

しかし、全体的に見ると、武蔵野市の国保の負担は低い目に抑えてきているとい

うのが、歴史の、過去の状況にあるかなと思っております。

質問ですけれども、先ほどの質問にもありました、1,100万円以上1,200万円未満のところ、1人当たり平均526円と出ているということですが、その次の6,493円との差があり過ぎるんですよね。やはりちょっと違和感がある数字ですけれども、そこをお聞きしたいと思います。

【事務局】 この積み上げの内訳までつまびらかにできていなくて申し訳ございません。

補足で、先ほど、上限3万円に至っている最初の所得階層ということでご質問がありました、1,100万から1,200万円の所得の方で、上限3万円に到達されている方がいらっちゃって、3世帯あるということでございます。

【委員】 わかりました。

それから、やはり1,200万あたりの方から上限3万円の負担が始まっているということもわかりました。

それで、今の国際状況、国内のいろいろな物価高とか生活費の負担が増えるということで、国からも低所得者の方1万6,000世帯に5万円の補助金が出るということも、この間、議会でも議決したところです。

このグラフで言うと、半分から下のようなところの方々の生活困窮が、やはり懸念されるというか、心配をしているところでもあります。ただ、今回の国保の限度額見直しは、この方たちには直接影響は出ないということでもありますので、その点は大きな心配はないかなと思いますが、それでは、その中間あたりはどうなんだ、ぎりぎりのところはどうなのかなということは、やはり気になるころではあります。

この700万円、800万円、900万円の方々の状況について、何かお聞きできることがありますでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、前回の運営協議会において実績等を見る中で、コロナの影響がどういう形で出ているのかということ、ざっくりと確認をいたしました。

それを見ますと、所得の低い方に関して、軽減対象世帯数が昨年と比べて割合として増えているということがございます。一方で、課税所得としては変わっていない、もしくは微増しているような状況となっております。

そういう意味で言いますと、コロナの影響だとは思いますが、低所得者の方については、ちょっと影響が出ているところはあるのだけれども、全体としての所得を見ると、そこまでの影響はないような状況が現状でございます。

ただ、委員にご指摘いただいたように、ウクライナの戦争等々の中での物価高と

いうところもありますので、経済的な影響は、セーフティーネットとしての国保と
いうことを考えますと、注視していく必要があるかと思っております。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見のある方いらっしゃいますか。

(質問、意見等：なし)

そうしましたら、このあたりで質疑は終局させていただきたいと思えます。

それでは、この諮問案の取扱いについての協議を行いたいと思えます。

(休憩終了)

協議の結果、次のような内容で答申をまとめることをご了承いただけたかと思
います。この後、お諮りいたしますので、取りまとめた答申文案を確認のため、申し
上げます。

今回の課税限度額の改定に当たっては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰な
どの社会状況を踏まえ、多人数世帯や高齢世帯などへの影響に留意されたい。

なお、引き続き、国、東京都に対し、国民健康保険制度が持続可能な社会保障制
度となるために、財政責任を果たすよう意見を上げることを求める。

という内容で、本日の諮問事項「令和5年度の武蔵野市国民健康保険税の課税限
度額について（諮問）」の答申とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者：挙手]

挙手全員でございます。

それでは、ただいまの内容で答申とすることを決定いたしました。

なお、細かい文言の微調整につきましては、会長と会長代行にご一任いただけま
すようお願い申し上げます。

整えました答申文につきましては、会長、会長代行で作成の上、市長へ後日答申
を行いたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、以上で議題の(2)は終了いたしました。

続きまして、議題の(3)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】 本日、「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画 市民説明会及び近隣関係住民説明会等の実施について」を机上に配付させていただいております。

皆様ご存じのこととは思いますが、市の保健センターの増改築についての検討が今進んでおるところでございます。こちらの施設につきましては、国保事業にとっても、保健事業の、ある種中心になるような施設でございますので、このような動きがあるということも、皆様にも知っていただくとともに、資料にございますように、10月6日から11月5日までの間で「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設基本計画」を配布・閲覧いたします。こちらにつきましては、後日、委員の皆様にも、こちらの計画をお送りいたしますので、ぜひお目通しいただければと考えておるところでございます。

2月の素案と、8月の計画案においてパブリックコメントをいただいておりますので、それをもとに、今回、計画にしておりますので、そのお知らせでございます。何かご意見等がございましたら、お寄せいただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。

保健センターの説明につきましては、以上でございます。

もう一点、事務局から、次回の運営協議会の日程につきましては、年明け1月の下旬に実施したいと思っております。日程調整については、早期に実施いたしまして、なるべく早めに皆様にお伝えさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

本日は、「保健センターの増築及び複合施設整備基本計画の説明会の実施について」、ご案内をいただきました。

次回は、年明け1月の下旬ということで、日程調整にご協力をいただきたいということでございました。

それでは、以上で、本日予定されました議題は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の運営協議会を終了いたしたいと思います。
お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

— 了 —